

配布資料

第31回 国家戦略特区諮問会議資料

養父市中山間農業改革特区

～養父市の挑戦～

平成29年9月5日

養父市長 広瀬 栄

国家戦略特区への取組と成果

◆ 主な取組

- ① 農業生産法人の要件緩和（認定件数 11件）
- ② 企業による農地取得の特例（認定件数 4件） ※うち2件は①と重複

◆ 主な成果

- ① H29. 4. 1時点での特区事業者による営農面積 約28. 2ha
（うち従前が不作付地・耕作放棄地の農地は15.8ha（約56%））
- ② ①のうち 企業による農地取得 約1. 34ha
 - ・ 酒米栽培及び日本酒醸造から海外への日本酒の輸出
 - ・ にんにく、花卉（リンドウ）の栽培と産地化形成
 - ・ 小規模野菜生産工場の展開
- ③ 約40人の雇用を創出（H29.3月末）



国家戦略特区への取組の背景

◆ 戦後からこれまで、企業の農地取得を否定してきた。

→ 中山間の兼業農家は儲からなくても、いつまでも耕作することが求められている？

◆ これまでの農業施策が現実の社会環境に沿わなくなっている。

→ 大胆かつ果敢に改革することが、中山間農業や日本の地方を救うと考える。

国家戦略特区への提案

◆ 企業による農地取得の特例(法人農地取得事業)の更なる展開を！

(効果の普及 「全国展開」へ)

- ・ 養父市では半年で4件の実績がある。国レベルでは小さな効果かもしれない。

☞ 全国約1700の自治体で展開されれば、大きな効果が見込まれる。
1700自治体×4事業者=6800事業者

(利用しやすい制度へ)

- ・ 現行 企業が農地取得するには、自治体を經由しなければならない。
(企業が活動しやすい環境と云えるのか)

☞ 大幅な見直しにより、利用しやすい制度へ

自家用自動車の活用拡大に向けて

◆ 市内の一般旅客運送事業者(バス及びタクシー)が参加して検討会議を設立(H29.6)

→ 来年度の早期に実施へ向けて調整中 (今秋にも区域計画の認定予定)

◆ 企業自らが行う規制改革の実施に向けて

→ 全国に先駆けて実施する養父市に多大なるご支援をお願いします。